



平成30年度第2回
箕面市国民健康保険運営協議会

平成31年2月19日
市民部 国民健康保険室
債権管理機構



内容

I. 平成31年度の国民健康保険法施行令の改正

国民健康保険法施行令の改正

II. 平成31年度の当初予算

1. 平成31年度国民健康保険事業予算
2. 平成31年度保険料について
参考資料
 - ① 箕面市のモデル世帯の平成31年度保険料（見込み）
 - ② 大阪府の被保険者に占める世代毎構成率の推移
 - ③ 箕面市の保険料収入・医療費・被保険者数の推移
 - ④ 大阪府の保険料収入・医療費・被保険者数の推移
 - ⑤ 箕面市・大阪府の国保一人あたり医療費の推移

III. 収納状況

1. 平成30年度収納状況〈現年度〉
2. 平成30年度収納状況〈過年度〉

IV. 都道府県化に伴う医療費適正化に対する新たな仕組みの検討状況について

1. 給付点検について
2. あんま、はり及び灸に係る療養費の受領委任制度の導入について
3. 不正利得の回収等について



I. 平成31年度の国民健康保険法施行令 の改正

国民健康保険法施行令の改正（平成31年4月1日施行予定）

①保険料賦課限度額の改正（全国制度）

- ・ 賦課限度額の設定により、高所得者層の負担が抑えられている分、その負担は中間所得者層以下に転嫁されています。
- ・ 所得に応じた負担と中間所得者層以下の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
医療保険分	52万円	54万円	54万円	58万円	61万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円	19万円	19万円	19万円
介護保険分	16万円	16万円	16万円	16万円	16万円

*介護保険分は40歳～65歳未満が対象

②低所得者層の保険料（均等割額・世帯割額）軽減措置の拡充（全国制度）

- ・ この軽減措置は、世帯の前年所得と軽減判定基準額を比較し、前年所得が軽減判定基準額を下回っていれば、均等割・世帯割が2～7割軽減される制度です。
- ・ 物価の上昇に伴い、年間所得が数千円程度上がった場合、実質的には同程度の所得にも関わらず、保険料の負担が増加してしまうため、物価上昇に合わせて軽減判定基準額が引き上げられます。

	軽減判定基準額（この額以下であれば均等割・世帯割が軽減されます）		
	7割軽減	5割軽減	2割軽減
現行	33万円	33万円 + (275,000円 × 世帯人数)	33万円 + (500,000円 × 世帯人数)
改正後	変更なし	33万円 + (280,000円 × 世帯人数)	33万円 + (510,000円 × 世帯人数)



Ⅱ. 平成31年度の当初予算

1.平成31年度国民健康保険事業予算

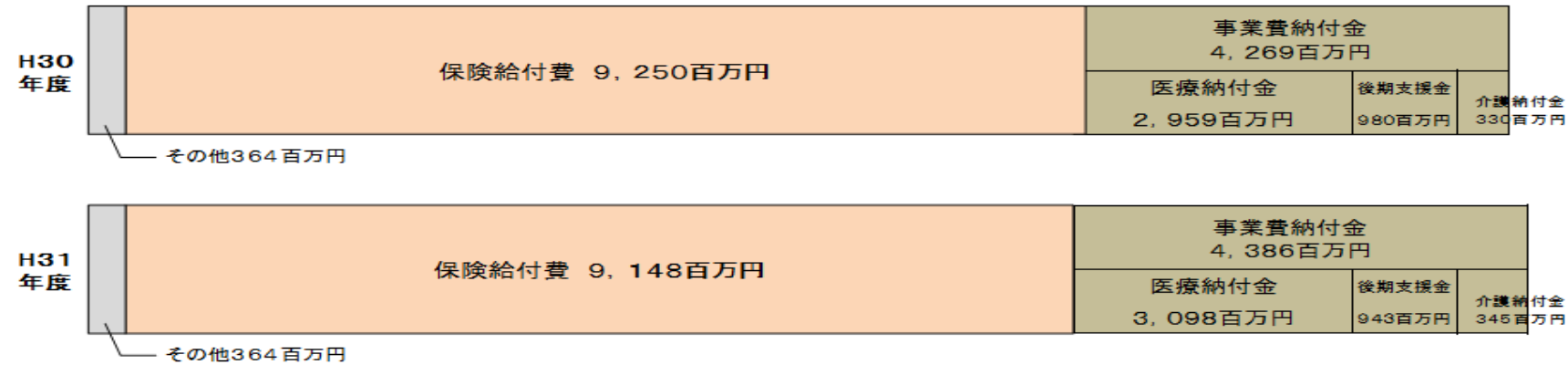
- 平成31年度予算は、国保広域化に係る国の予算編成（確定係数）及びそれに基づく大阪府算定数値を基に編成しました。
- 事業費納付金のうち、医療費分の増額の主な要因は、大阪府算定1人当たり医療費の伸び及び負担する被保険者数の減少等によるものです。

平成31・30年度国民健康保険事業費予算

<歳出予算>

H30: 歳入・歳出予算総額: 13, 883百万円

H31: 歳入・歳出予算総額: 13, 898百万円 (差引) 15百万円



<歳入予算>



2.平成31年度保険料について

- 平成31年1月1日、平成31年度分に係る「国保事業費納付金」と、被保険者から保険料徴収する目安となる「標準保険料率」が、大阪府より示されました。
- 「標準保険料率」では、大阪府内のどこに居住しても所得と世帯人数が同じなら同額の保険料となります。

○事業費納付金

事業費納付金 4,377,703千円

一般被保険者数 28,363人

○標準保険料率

標準保険料率 (大阪府内統一保険料率)	区分	所得割	均等割	世帯割	賦課限度額
	医療分	8.57%	29,713円	31,799円	58万円
	後期支援分	2.69%	9,249円	9,898円	19万円
	介護納付分	2.58%	19,134円	—	16万円

※この保険料率は、保険料激変緩和や過年度保険料充当前となります。

○一人当たり平均保険料

平均保険料 159,409円

(参考:平成30年度)

平均保険料 146,556円

一人あたり12,853円の上昇

【一般被保険者数:30,047人】

H30⇒H31 一人あたり平均保険料上昇の理由（大阪府の説明資料から）

背景

被保険者数の減: △10.6万人

- ① 社保の適用拡大等により、全国傾向と同様に全体数が減少傾向
- ② 団塊の世代が70歳になり、70歳以上の占める割合が増加
⇒70歳以上の一人あたり医療費は70歳未満の約2倍のため、
全体数の減少相当以上のインパクトで一人あたり医療費が上昇

■被保険者数の増減

	H30(府推計)	H31(府推計)	増減(H31-H30)
未就学児	64,949人	56,238人	△8,711人
70歳未満	1,617,895人	1,441,442人	△176,453人
70歳以上	366,283人	445,731人	+79,448人
合計	2,049,127人	1,943,411人	△105,716人

主な要因

①医療費伸び率: 4.9%

- 国の推計ツールにより、直近3年間の医療費伸び率推移を踏まえ算定
- 一人あたり医療費のH28からの単年度伸び率: 2.3%
- 一人あたり医療費: 327,080円
⇒全国的な伸び率と同様の傾向

■一人あたり医療費の変化

	H28	H29	H30(府推計)	H31(府推計)
1人あたり医療費	304,745円	313,484円	311,546円	327,080円
		+2.8%	△0.6%	+4.9%
				+15,534円
		平均+2.3%		

②高齢化の進展

- 介護給付費の増加に伴う介護納付金の伸び: 8.8%
(一人あたり・・・H30: 63,955円→H31: 69,586円)

結果

一人あたり保険料影響額

【増要因】

- ① 保険給付費の自然増: 1.5万円、
- ② 後期高齢者支援金の増: 0.1万円、
- ③ 介護納付金の増: 0.6万円

【減要因】

- ④ 国公費の増: 0.9万円、
- ⑤ 前期高齢者交付金の増: 0.1万円

← 別の角度から
検証してみました

①医療費伸び率: 4.9%

- ・ 医療費4.9%増による保険料影響額
H30保険料74,922円×4.9%=3,671円
- ・ 保険料以外の歳入が4.9%増でなく3%増に留まったことにより差分が保険料に転嫁
H30保険料以外の歳入(247,889円×4.9%) - (247,889円×3%) = 4,125円
⇒ 3,671円+4,125円=約8,000円

②高齢化の進展

→介護納付金伸び率: 8.8%

- ・ 介護納付金8.8%増による保険料影響額
H30保険料27,726円×8.8%=2,440円
- ・ 保険料以外の歳入が8.8%増でなく5.4%増に留まったことにより差分が保険料に転嫁
H30保険料以外の歳入(36,229円×8.8%) - (36,229円×5.4%) = 1,241円
⇒ 2,440円+1,241円=約4,000円

合計: 約12,000円の増額

参考資料① 箕面市のモデル世帯の平成31年度保険料（見込み）

現時点の保険料シミュレーション結果

平成30・31年度 モデル世帯保険料比較＜標準保険料率＋激変緩和＋過年度保険料＞

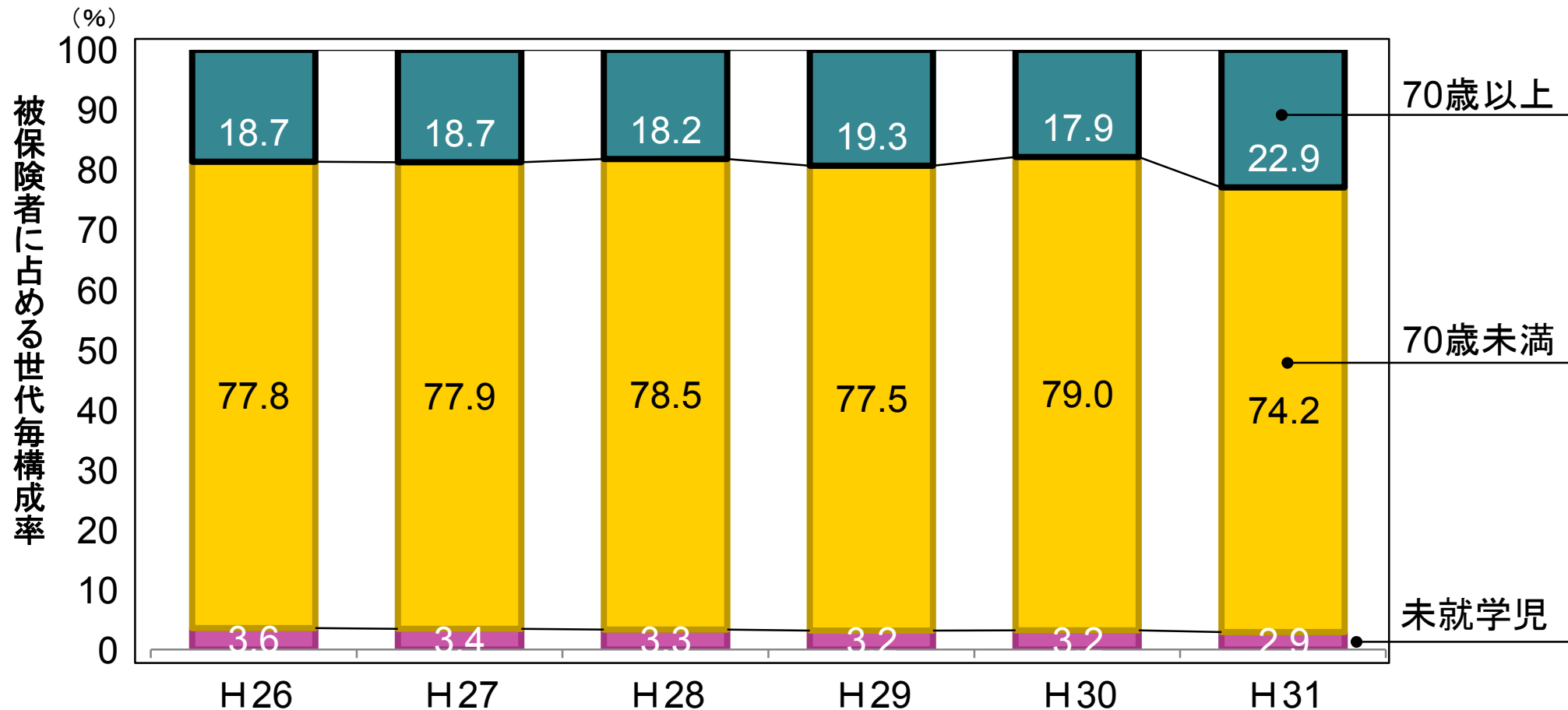
単位：円

所得	1人世帯			2人世帯(子0人)			3人世帯(子1人)			4人世帯(子2人)		
	H30	H31	H31－H30	H30	H31	H31－H30	H30	H31	H31－H30	H30	H31	H31－H30
	3方式	3方式	増減額	3方式	3方式	増減額	3方式	3方式	増減額	3方式	3方式	増減額
33万	25,950	27,360	1,410	41,190	42,750	1,560	52,260	54,270	2,010	63,330	65,790	2,460
100万	169,312	176,759	7,447	192,652	199,559	6,907	169,912	176,009	6,097	188,362	195,209	6,847
200万	292,912	304,459	11,547	343,712	355,759	12,047	380,612	394,159	13,547	375,292	388,699	13,407
300万	416,512	432,159	15,647	467,312	483,459	16,147	504,212	521,859	17,647	541,112	560,259	19,147
400万	540,112	559,859	19,747	590,912	611,159	20,247	627,812	649,559	21,747	664,712	687,959	23,247
500万	663,712	687,559	23,847	714,512	738,859	24,347	751,412	777,259	25,847	788,312	815,659	27,347
600万	787,312	815,259	27,947	838,112	866,559	28,447	875,012	904,959	29,947	906,097	922,757	16,660
700万	910,159	926,376	16,217	925,197	939,857	14,660	925,197	939,857	14,660	925,197	939,857	14,660
800万	930,000	944,057	14,057	930,000	956,957	26,957	930,000	956,957	26,957	930,000	956,957	26,957
1000万	930,000	960,000	30,000	930,000	960,000	30,000	930,000	960,000	30,000	930,000	960,000	30,000

標準保険料率に充当する財源
 ・府激変緩和 141,247千円
 ・過年度保険料 108,400千円

参考資料② 大阪府の被保険者に占める世代毎構成率の推移

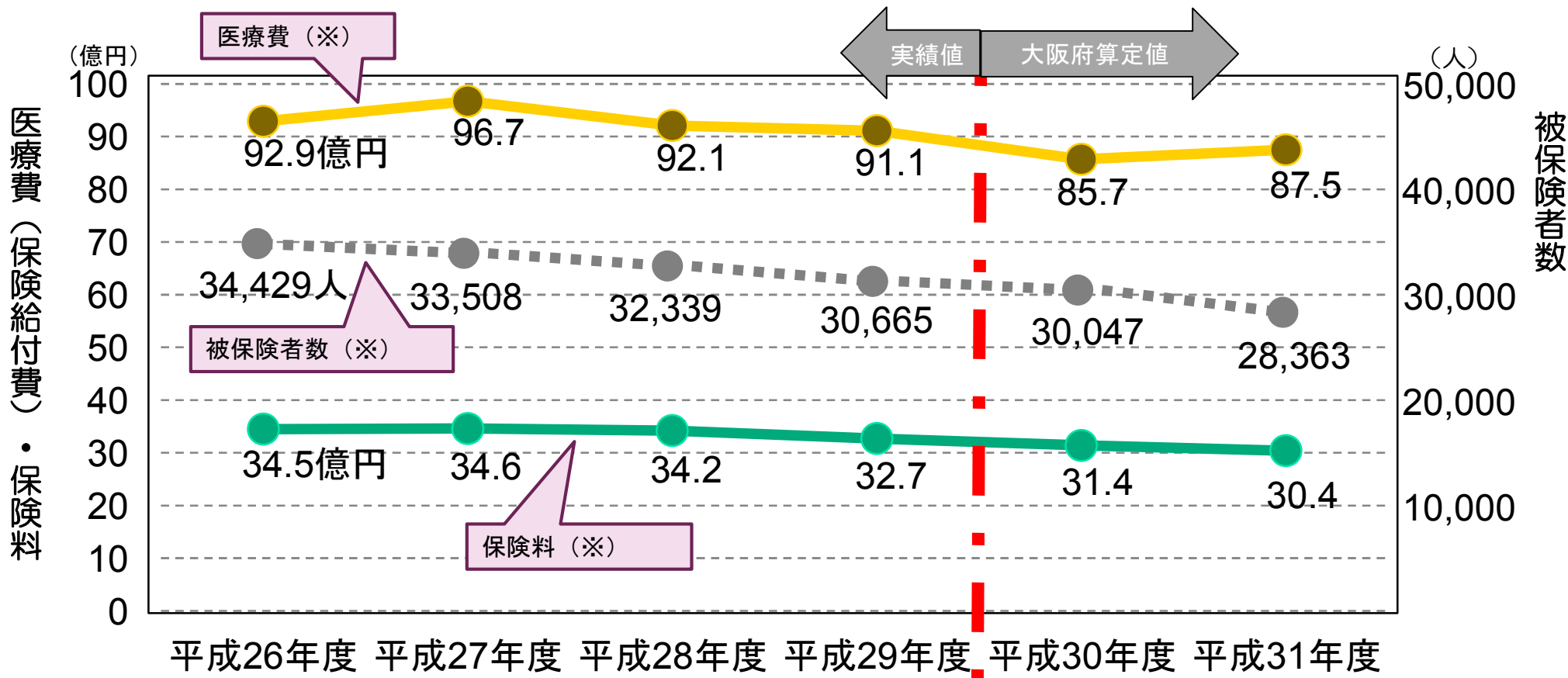
適用拡大による70歳未満の被保険者の社保への異動と、団塊の世代が平成29年度以降、70歳以上となったことにより、高齢者の占める割合は増加しています。



(※1)大阪府本算定資料より

参考資料③ 箕面市の保険料収入・医療費・被保険者数の推移

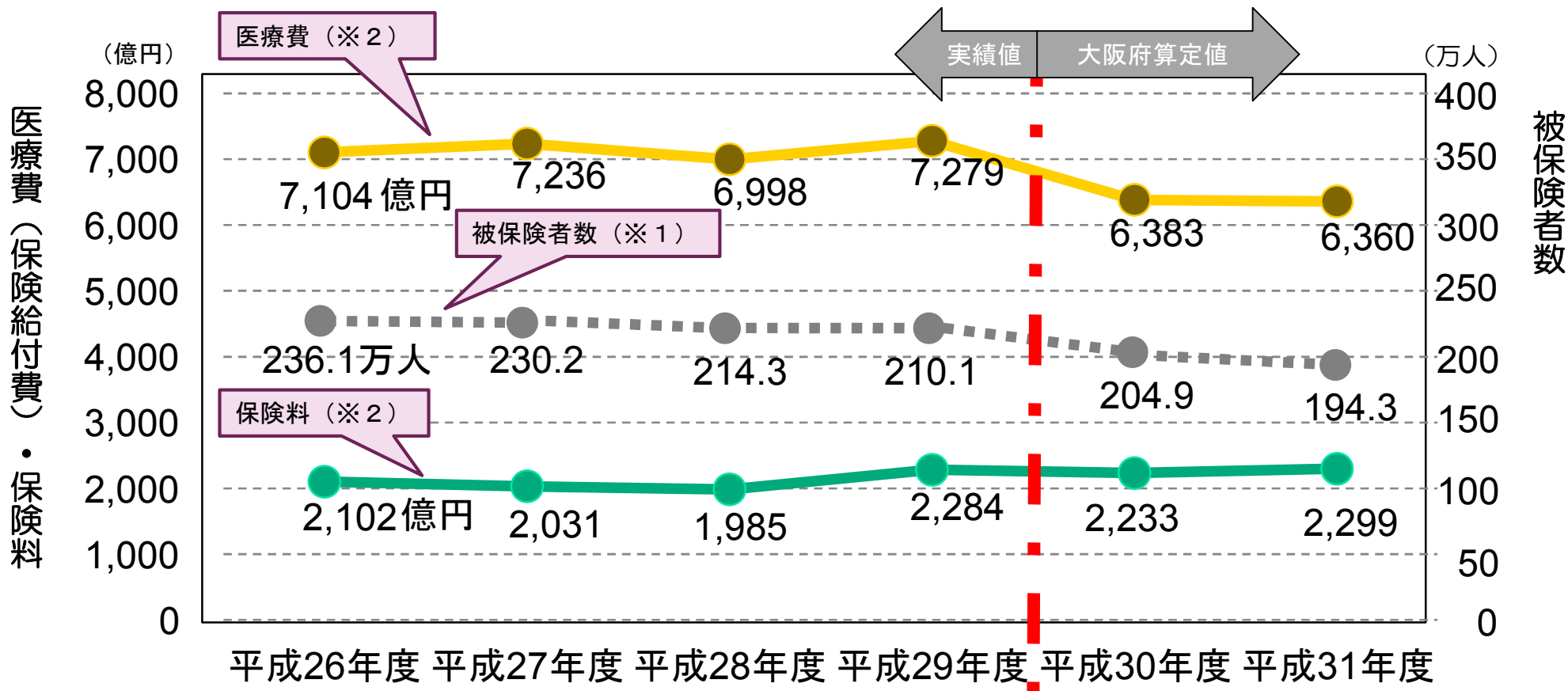
箕面市の被保険者数は、国同様、後期高齢者医療への移行や社会保険への加入などにより、減少傾向となり、それに伴い、保険料収入及び総医療費も減少しています。



(※)大阪府本算定資料より

参考資料④ 大阪府の保険料収入・医療費・被保険者数の推移

大阪府の被保険者数も国と同様、後期高齢者医療への移行や社会保険への加入などにより、減少傾向となっています。

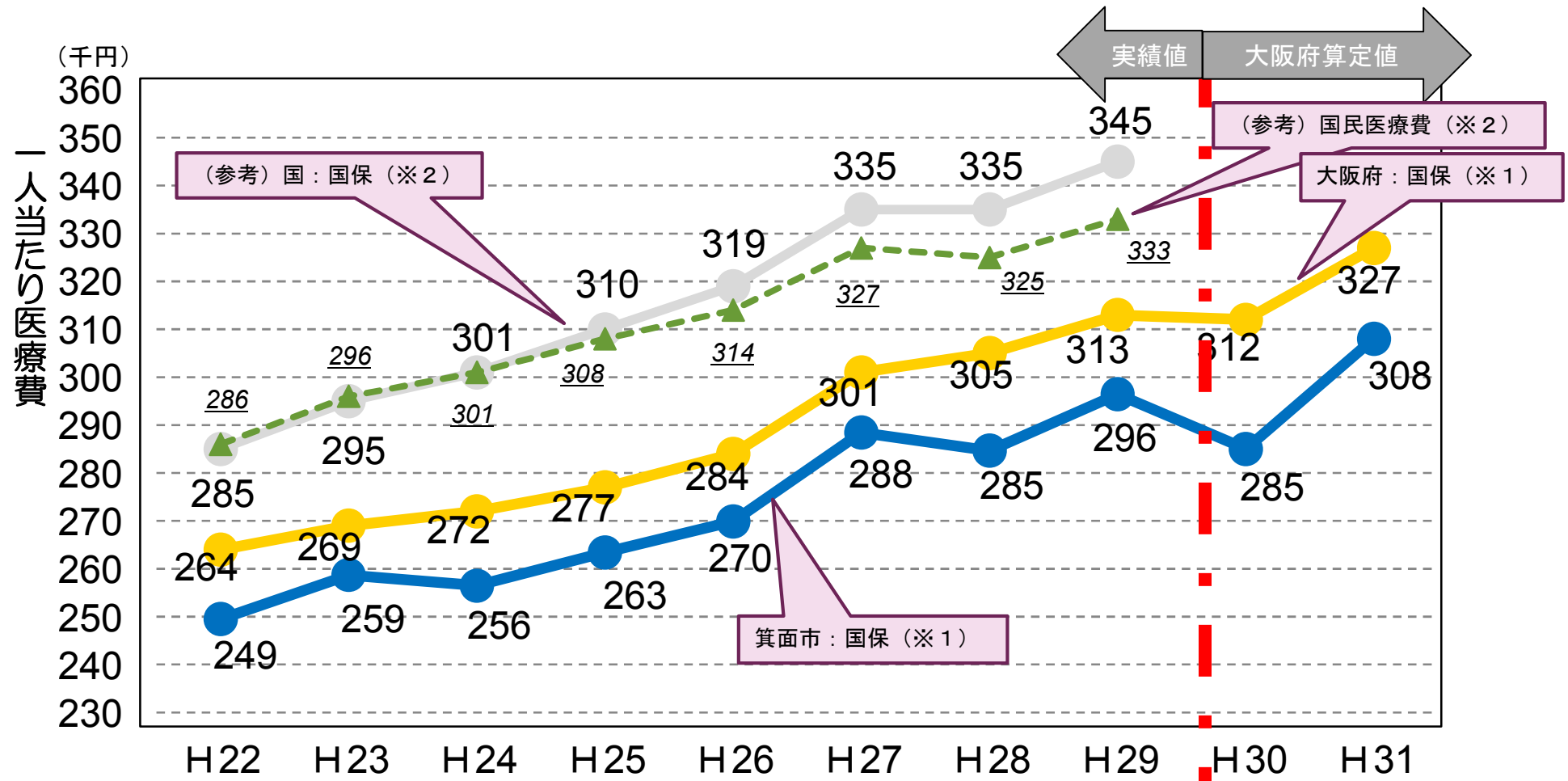


(※1)大阪府本算定資料より

(※2)大阪府国民健康保険事業状況より

参考資料⑤ 箕面市・大阪府の国保一人あたり医療費の推移

国の動向と同様に、箕面市及び大阪府の一人あたり医療費も増加しています。



(※1)大阪府本算定資料より
 (※2)厚労省医療費の動向より



Ⅲ. 収納状況

1. 平成30年度収納状況<現年度>

- 平成30年12月末現在の収納額は1,985,300千円で、前年同月比55,795千円の減少です。
- 収納率は62.34%で、前年度同月比0.11ポイントの減少です。

単位：千円

	平成30年度 ①			平成29年度 ②			年度比較 (①-②)		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
4月	108,196	138	0.13%	111,547	568	0.50%	△3,351	△430	△0.37%
5月	114,600	24,016	20.96%	115,422	23,768	20.59%	△822	248	0.37%
6月	3,217,911	178,765	5.56%	3,305,022	226,452	6.85%	△87,111	△47,687	△1.29%
7月	3,199,535	763,005	23.85%	3,299,270	814,040	24.67%	△99,735	△51,035	△0.82%
8月	3,196,421	1,012,810	31.69%	3,288,615	1,057,253	32.15%	△92,194	△44,443	△0.46%
9月	3,196,625	1,256,367	39.30%	3,284,499	1,310,939	39.91%	△87,874	△54,572	△0.61%
10月	3,192,602	1,501,540	47.03%	3,276,734	1,553,317	47.40%	△84,132	△51,777	△0.37%
11月	3,185,385	1,753,403	55.05%	3,272,705	1,799,472	54.98%	△87,320	△46,069	0.07%
12月	3,184,566	1,985,300	62.34%	3,268,520	2,041,095	62.45%	△83,954	△55,795	△0.11%

平成29年度最終

2,983,296

91.41%

2. 平成30年度収納状況<過年度>

- 平成30年12月末現在の収納額は203,575千円で、前年同月比1,498千円の減少です。
- 収納率は21.90%で、前年同月比0.22ポイントの増加です。

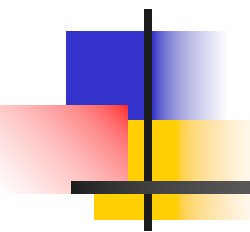
単位：千円

	平成30年度 ①			平成29年度 ②			年度比較 (①-②)		
	調定額	累計額	収納率	調定額	累計額	収納率	調定額	累計額	収納率
4月	665,308	17,440	2.62%	698,188	19,239	2.76%	△32,880	△1,799	△0.14%
5月	665,256	42,526	6.39%	697,717	39,879	5.72%	△32,461	2,647	0.67%
6月	938,020	66,905	7.13%	1,010,719	66,983	6.63%	△72,699	△78	0.50%
7月	936,456	88,763	9.48%	1,009,002	92,206	9.14%	△72,546	△3,443	0.34%
8月	934,552	111,524	11.93%	1,005,084	117,637	11.70%	△70,532	△6,113	0.23%
9月	933,430	130,930	14.03%	1,003,574	137,092	13.66%	△70,144	△6,162	0.37%
10月	932,477	162,734	17.45%	1,003,156	160,188	15.97%	△70,679	△2,546	1.48%
11月	931,078	183,328	19.69%	1,002,054	189,153	18.88%	△70,976	△5,825	0.81%
12月	929,635	203,575	21.90%	1,001,452	217,073	21.68%	△71,817	△13,498	0.22%

平成29年度最終

280,277

28.02%



IV. 都道府県化に伴う医療費適正化に対する 新たな仕組みの検討状況について

1. 給付点検について

大阪府が広域的又は医療に関する専門的な見地により、市町村が行った保険給付の点検を行い、疑義が生じた場合は再審査を求めるよう、検討しています。

目的

都道府県は広域的又は医療に関する専門的な見地により、市町村が行った保険給付の点検を行う。

内容

〈広域的観点〉

- ・大阪府内の市町村間異動があった被保険者のレセプトの縦覧点検
- ・被保険者等からの情報提供案件の点検(保険医療機関の指導・監査へつなげる。)
- ・その他広域的見地(相当な理由のもの)

〈専門的見地〉

- ・不適切請求の情報提供のあった保険医療機関のレセプト点検
- ・第三者行為求償に係るレセプト点検
- ・その他記載事項に疑義があるものの点検

検討にあたっての考え方

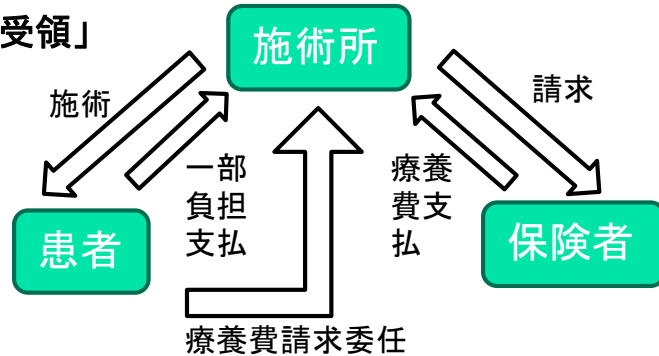
国から示された点検項目のほか、対応の可能性のあるものにつき、点検内容に係る「費用対効果」を見極め、「大阪府での体制整備の是非」や「国保連合会による対応」について、平成31年度から開始するよう、検討

2. あんま、はり及び灸に係る療養費の受領委任制度の導入について

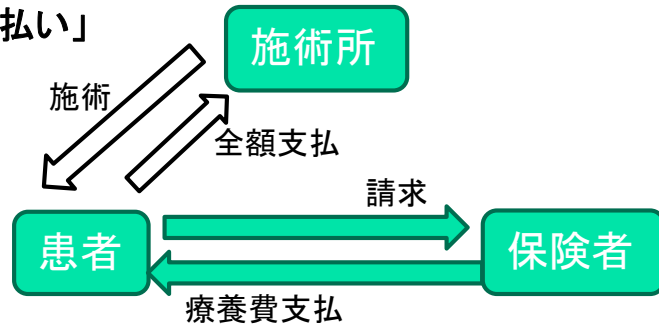
大阪府が平成31年9月1日より、あんま、はり及び灸に係る療養費の不正対策及び指導監督の仕組みを導入するよう、検討しています。

現行制度

①「代理受領」



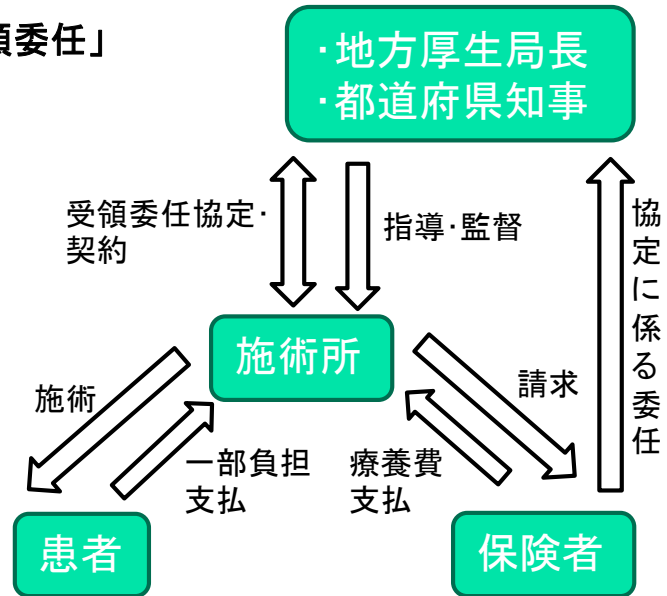
②「償還払い」



地方厚生局が施術所を管理しておらず、指導監督ができない。

導入後

①「受領委任」



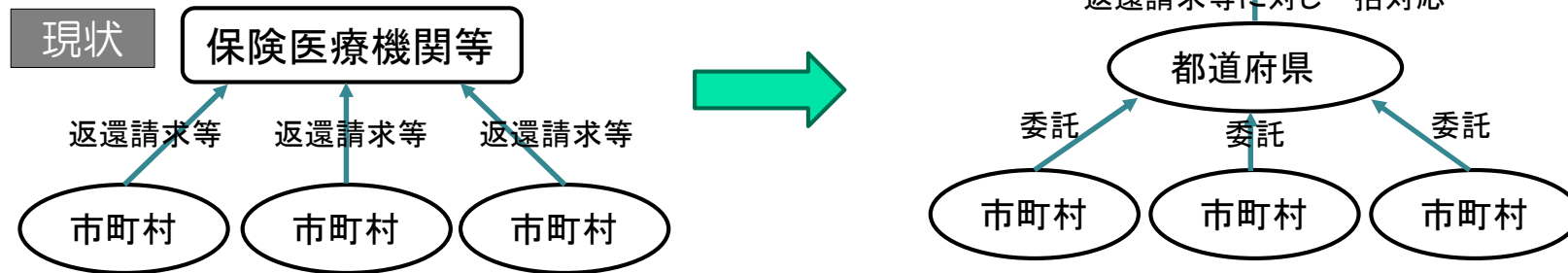
地方厚生局長及び都道府県知事は、受領委任協定・契約に基づき、施術所を管理・指導監督を行う。

※ 左記②「償還払い」は従来どおりとなります。

3. 不正利得の回収等について

大阪府がこれまで市町村で実施していた不正利得の回収について、一定の条件を満たす場合には都道府県への委託が可能となったことに伴い、事務委託を検討しています。

都道府県は、保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合、広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を求める等の取組みを行う。



委託の対象となる事案・・・下記①～⑤全てに該当するものを対象とする。

- ①返還先の市町村が大阪府内の2市町村以上に及ぶもの
- ②保険医療機関が指定取消及び破産状態にあるもの
- ③各区市町村の請求する金額が1件あたり1万円を超えるもの
- ④各市町村で納入の通知、督促等を行ったにも関わらず、不履行となったもの
- ⑤大阪府内の医療機関で発生したもの